

「浜田藩と天保竹島一件」

森須 和男

(浜田市文化財審議会委員・日本海事史学会会員)

はじめに

石見国浜田の今津屋八右衛門等が竹嶋（鬱陵島）へ渡海し、立木等を伐採し持ち帰った。この一件は天保 7（1836）年に発覚した。江戸幕府は天保 8 年（1837）年竹嶋渡海停止（⇒禁止）の御触書を板札にして高札場等に掛け置くよう、全国に向けて出した。

この一件は現在「元禄竹嶋一件」との混同を避けるため、「天保竹嶋一件」と一般的に称されている。当時は「竹嶋一件」「竹嶋渡海一件」「朝鮮持地竹嶋渡海一件」「石州松原浦無宿八右衛門一件」等と記されている。

新史料等により、浜田藩（松平周防守家）の対応及び幕府の御触書についてお話ししたいと考えている。

I 天保竹島一件めぐり

1



會津屋八右衛門氏頌徳碑〔松原町〕

2



八右衛門旧宅跡〔松原町〕

3



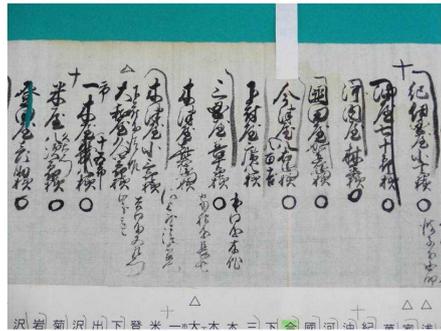
外ノ浦湊入口

4



心覚院横より入った奥の谷 八右衛門の墓（伝）

5



松原祇園宮「御日符の案内回覧状」

〔浜田市浜田郷土資料館展示〕

6



ヤシの実に彫刻した椀（伝岡田頼母所蔵）
〔浜田市浜田郷土資料館蔵〕

7



八右衛門の帷子（親族旧蔵）
〔浜田市浜田郷土資料館蔵〕

8



八右衛門の遺品 燭台（親族旧蔵）
【浜田市浜田郷土資料館蔵】

9



浜田市浜田郷土資料館の「天保竹嶋一件」展示コーナー

10



浜田藩領土田浦で掲示されていた竹嶋渡海禁止の高札
（現在の豊陵島）

11



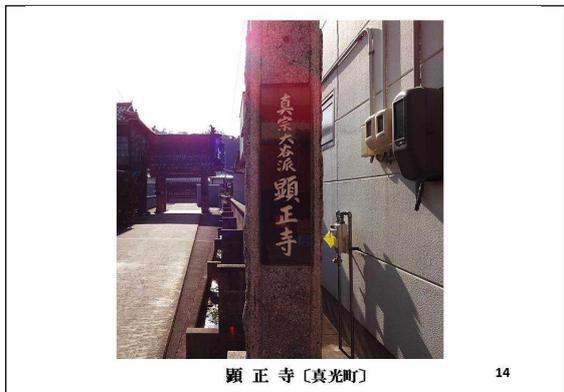
松平周防守家墓所

12



家老 岡田頼母元善の墓
（大量院殿秀譽栄山長郷居士） ※秀の字の一面欠

13



顯正寺【真光町】

14



松井図書家の墓
至誠院釋深心禪士

15



寶福寺〔大津町〕

16



橋本三兵衛他4名の墓（三嶽玄要信士）
〔寶福寺墓地〕

17



『浜田町史』の著書 大島幾太郎の墓
(明治4年8月6日生～昭和24年2月15日没)
〔寶福寺〕

18



烈士 橋本三兵衛の碑
〔江津市敬川町〕

※この碑の左山手に三兵衛の墓あり(三嶽玄要信士)

19



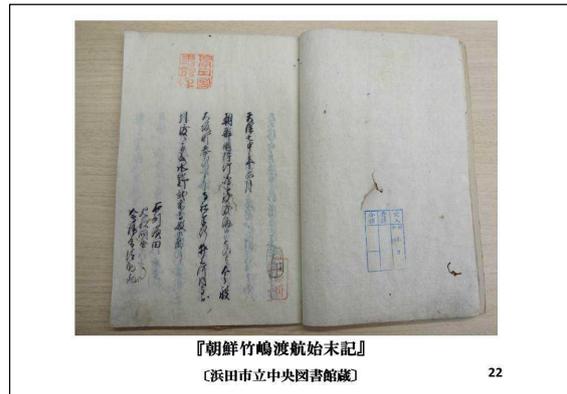
橋本三兵衛一族の墓（平成25年の豪雨により流失）

〔江津市敬川町〕

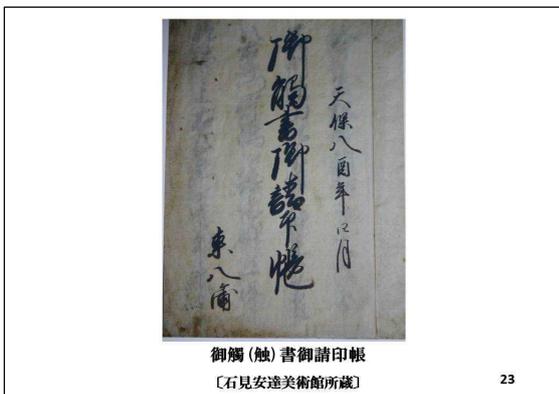
20



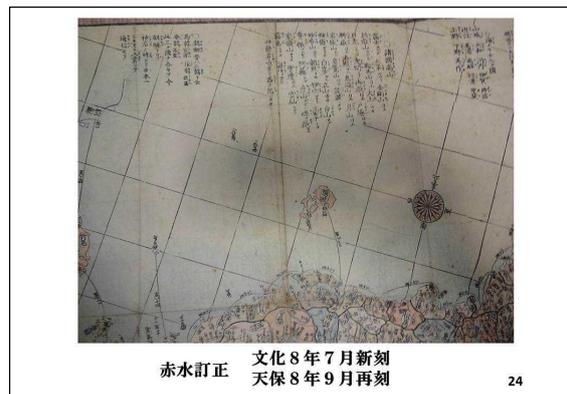
碑の前にある橋のプレート 21



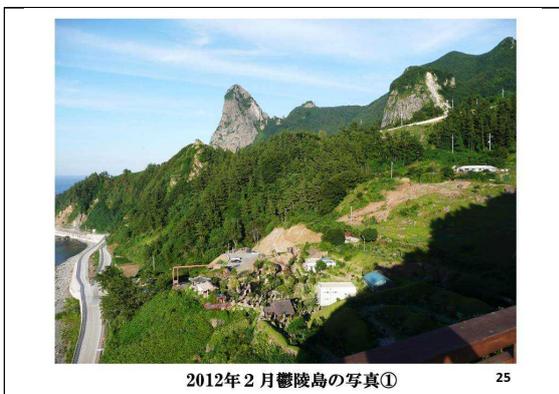
『朝鮮竹嶋渡航始末記』
〔浜田市立中央図書館蔵〕 22



御觸(触)書御請印帳
〔石見安達美術館所蔵〕 23



赤水訂正 文化8年7月新刻
天保8年9月再刻 24



2012年2月鬱陵島の写真① 25



2012年2月鬱陵島道洞の写真② 26

II. 浜田藩の対応

今津屋八右衛門の父清助は浜田藩（松平周防守家）の御手船2000石積（2500石積とも）神徳丸の沖乗船頭をしていた時、浜田藩に多大な損失を生じさせた。その為今津屋八右衛門は藩への損失を償い、国益を生じさせ、また一方で自己の家名の挽回と私益を得るため、北國廻りや大廻り航路で松前へ渡海する度に見かける「空島」と思われる松嶋（現在の竹島を指す）、竹嶋（現在の鬱陵島を指す）への渡海計画を考えついた。

今津屋八右衛門は天保2（1831）年7月、江戸に出た折、松平周防守家江戸屋敷詰勘定役村井萩右衛門に竹嶋渡海を願っていた。村井萩右衛門より上役である勘定頭大谷作兵衛の所へ連れて行かれ、内存書（意見書）を提出した。江戸屋敷では、大谷作兵衛より報告を受けた江戸屋敷詰年寄役堀作大夫は大谷作兵衛に指図し、幕府勘定吟味役中村長十郎へ竹嶋についての問合せを内伺させた。中村長十郎からの返答は「何レ之国地とも難差極手入等は不可然旨候」との事であった。それをうけ江戸の村井萩右衛門は浜田に帰国していた八右衛門に向け「竹嶋之儀者日出之地共難差極候付渡海目論見相止可」と計画を断念する様に書状を送った。（橋本三兵衛に今津屋八右衛門が呼び寄せられた後の正月18日に八右衛門はこの書状を受け取っている）

一方浜田では、江戸より送られてきた内存書をみた国家老（第一家老）岡田頼母（秋斎）は天保3（1832）年正月11日今津屋八右衛門と兼ねてより懇意にしている岡田家の家士（玄関番）橋本三兵衛に指図し、今津屋八右衛門を呼び寄せさせ、三兵衛に竹嶋の様子などを尋ねさせた。その後八右衛門は三兵衛に村井萩右衛門からの書状を見せ、国家老岡田頼母に計画の再考を願った。岡田頼母は今津屋八右衛門の計画を聞き入れ、年寄役松井圖書（岡田頼母の娘婿）と申し合わせ、内々承知の上、竹嶋への試みの渡海を松嶋（今日の竹島）行きの名目で行くようにと指示した。銀主（出資者）もどうにか見つかり、80石積8人乗の「神東丸」を造り、水主（船乗）も雇った。

天保4（1833）年6月15日浜田を出帆し、7月隠岐福浦に渡り、風待ちし7月17日出帆、松嶋（「松嶋地先をも罷通り候節船中より見受候處果而小嶋ニ而樹木等も無数更ニ見込無之場所ニ付態々上陸不致」）を通り過ぎ7月21日に竹嶋に着船した。竹嶋では鷺、胡獐、櫻、桑、松、桜や朝鮮人参と思われる草をとった。また今津屋八右衛門は竹嶋の周囲をまわり自筆で竹嶋の絵図を描いた。8月9日（23日）に竹嶋を出帆し、難風に遭い長州越ヶ浜の地先に流れ寄った。その後どうにか同15日（27日）浜田に入津した。（取り調べ中八右衛門が鉄砲の件で供述を変えていることもあるので、2艘で行った可能性もある）

持ち帰った材木の一部を、橋本三兵衛を介して岡田頼母・松井圖書へ差し出した。

一方、岡田頼母は竹嶋の国界について穿鑿する様にと江戸家老松平亘（わたり）へ依頼した。松平亘は若年寄増山河内守の家来大森羽客を介して宗対馬守の家老杉村但馬と以前より懇意であったので「元禄竹嶋一件」の記録の写を杉村但馬から貰い請け、それを岡田頼母に送った。

この写を見た時点で岡田頼母は、幕府（老中阿部豊後守の判断）が元禄竹嶋一件で竹嶋（鬱陵島）は朝鮮国持地であると認め、鳥取藩に対し渡海停止とした嶋であると認識した。（しかし渡海は止めず天保5年・6年と続けられた可能性がある）

「天保竹嶋一件」は、天保7（1836）年に大坂西町奉行矢部駿河守の配下により今津屋八右衛門一味の淡路屋善兵衛らが大阪で逮捕され発覚した。続いて八右衛門も浜田で捕まった。（3月説5月説がある）広域にわたる人々が関係し、尚且つ勝手掛老中である松平周防守家にもかかわる一件であることが大坂西町奉行所での取り調べで判明し、江戸の評定所で評議されることとなった。

御掛老中大久保加賀守忠眞（たださね）の指示のもと五手掛（寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行・大目付・目付）で吟味のうえ評議される事となり仙石一件（仙石騒動）・大塩一件（大塩平八郎の乱）と共にこの「天保竹嶋一件」は天保時代における三大事件の一つとなった。各奉行は首謀者・武家に対しては死なないように慎重に取り扱いをさせたが、水主に対しては大坂西町奉行所と同様にきつく取り調べを行った。

この一件に関わった町人の結末は、今津屋八右衛門が（異國之屬嶋江渡海いたし立木等伐採持帰ル始末 御國體江對し不輕儀不届ニ付）天保7年12月23日死罪（首を刎。死骸取捨様者に申付。田畑家屋敷共闕所。）、大坂永牢2名（裁決後天保8年牢死）、中追放1名、軽追放4名、吟味以前病死3名、吟味中病死5名、永牢裁決後病死1名、その他罰せられた者5名、遁落者2名+1名？。

武家は岡田頼母・松井圖書兩名は江戸取調べ前に自害、橋本三兵衛は（元来秋斎より申付有之とは乍申素不表立筋と乍心得彼是執成申聞ル故八右衛門其外之もの共不輕御国禁を犯ス次第至右始末不届ニ付）死罪（老中への御仕置伺で遠嶋から死罪に変更）、役儀取放押込2名、押込6名、その他罰せられた者4名と多数に及んだ。

日本で竹嶋に渡海して死罪になった者は天保竹嶋一件の八右衛門のみである。（渡海していない橋本三兵衛も死罪となっている）

浜田藩主松平周防守康任（やすとう）は天保竹嶋一件以前の但馬国出石藩で起きた仙石一件に関わった為、天保6（1835）年9月26日に老中辞任を申出、10月23日勝手掛御免、同月29日老中御免、12月9日には隠居慎みを仰せ付けられた。

康任の隠居と同時に家督をついだ康爵（やすたか）は「追テ所替仰セ付ラルベク候」と申し渡され、天保7（1836）年3月12日に陸奥国棚倉（福島県）へと正式に命ぜられ、9月27日より浜田城引き渡し、棚倉城請け取りを開始した。転封の原因は天保竹嶋一件ではなくそれ以前の仙石一件であった。

「天保竹嶋一件」は天保7年12月23日裁決された。松平周防守康爵は「御目通差扣格」となり、隠居した松平下野守康任は「永蟄居」を申し渡された。康任に対しての永蟄居は生前解かれることはなく、天保12（1841）年7月22日に江戸でさびしく亡くなっている。やっと弘化4（1847）年7月になって江戸天徳寺に墓（後に川越光西寺に改葬）を建てる事が許可され、嘉永2（1849）年12月25日永蟄居が解かれた。

Ⅲ. 竹嶋渡海禁止の御觸書

今度松平周防守元領分
石州濱田松原浦ニ罷在候無宿
八右衛門竹嶋江渡海致し候一件
吟味之上右八右衛門其外それぞれ々
嚴科ニ被行候右嶋往古者伯州
米子之もの共渡海魚漁等
致し候といえとも元禄之度
朝鮮國江御渡ニ相成候以来
渡海停止被 仰出候場所ニ
有之都而異國(注1)渡海之儀者
重キ御制禁之候条向後右嶋之
儀も同様相心得渡海致間敷候
勿論國々の廻船等海上ニおゐて
異國船ニ不出會様乗筋等
心かけ可申旨先年(注2)も觸候通
弥いよいよ相守以来可成たけ遠
沖乗不致様乗廻り可申候
右之趣御料者御代官私領者
領主地頭より浦方村町とも
不曳様可觸知候尤觸書之趣
板札ニ認高札場等掛置
可申もの也
二月
右之通 從
公儀被 仰出候間御領分之
者共啓可相守もの也

浦奉行 (以下省略)

天保八 (1837) 酉年四月

『御觸書請印帳』

東八浦 (唐鐘浦・金周布浦・久代浦・波子浦・敬川浦
都野津浦・和木浦・嘉久志浦)

石見安達美術館所蔵

注 1

覚

- 一 異國へ奉書船之外船遣候義堅停止之事
- 一 奉書船之外に日本人異國へ遣申間敷候若忍候而乗参り候者於有之者其者は死罪其船并船主共に留置言上仕可候事
- 一 異國へ渡り住宅仕有之日本人來り候はば死罪可申付候但不及是非仕有之而異國に到逗留五年より内に罷歸り候者は遂穿鑿日本に留り可申に付而者御免許併異國へ又可立歸に於而者死罪可申付候事

右條々可被守此旨者也仍執達如件

寛永十 (1633) 年二月廿八日

伊賀 (内藤忠重) 丹後 (稻葉正勝) 信濃 (永井尚政) 讃岐 (酒井忠勝) 大炊 (土井利勝)

曾我又左衛門殿 今村傳四郎殿

『通航一覽下七十』

注 2

「文政八酉 (1825) 年二月
…船之乗筋等可成丈異國船に出會さる様心懸可申候」
『御觸書 天保集成百五』

〔その後〕
「天保十三 (1842) 年壬寅十月 日
殊ことに寄り朝鮮の地方近く乗り通り候も有之由 其外遠き沖合を乗り候節 帆立方異國船に似寄候を以て見違候儀にも至り可申敷依か之以来は異國船紛らはしき帆立致し并遠沖合を乗り候儀可為停止候」

『公程御觸書記十三』

IV. その他

天保竹嶋一件は、天保10（1839）年渡辺登（峯山）が蟄居となった「三宅土佐守家来渡辺登其外之もの共不届之取計いたし候一件」（無人島渡海計画）の判例となっている。また、八右衛門の供述によって薩摩・會津・伏木・能州福浦・新潟などにおける、唐物荷物の嫌疑が発生し幕府による探索がなされた。

朝鮮國では憲宗（在位1834～1849年）時代、秩序が乱れ、天保竹嶋一件と同時期「南必善一件」（鬱陵島を拠点とした謀反計画）が発覚し、南必善に対し1836年12月23日死刑判決が下され、12月27日に執行されている。

又『アジア公論4月号』1982年慎鏞廈談話中に『朝鮮国竹島渡海一件』1837（天保8）年の日本書物が保存されており、鬱陵島を通じて釜山、平安道まで行った日本商人の商売の記録（貨物名・金額）とあるが詳しい内容は発表されていない。

駐日本大韓民國代表部から昭和29（1954）年9月25日に日本の政府へ出されたいわゆる「韓国政府見解2」中に天保竹嶋一件に関する記述が見られる。新聞記事としては1957年2月の「東亜日報」の記事に出てくる。